

## 県立学校における新学期の対応について

### I 基本的な考え方

令和2年度の新学期においては、文部科学省の教育活動の再開等に関する通知（※）、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言、更には県の専門家等からの御意見などを踏まえるとともに、本県の状況を勘案した上で総合的に判断し、以下の具体的な対応を講じながら学校教育活動を再開することとする。

この場合、何よりも児童生徒の安全確保のため、基本的な感染防止策を徹底するとともに、学校における感染クラスター発生防止対策を講じるものとする。

なお、日々の状況の変化によっては、今後も必要に応じて追加的な対応を指示する場合がある。

（※文部科学省通知：令和2年3月24日付 元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」及び令和2年4月1日付 2文科初第3号「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）」）

\*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

### 1 本県が感染確認地域に区分される場合

#### (1) 学校関係者（\*）に感染が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㊦こまめな換気、㊦十分に児童生徒間の間隔をとる、㊦近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学校教育活動を行うものとする。

#### (2) 学校関係者に感染が確認された等の場合

##### ① 学校関係者がPCR検査受検の対象者と判断された場合

当該本人は、自宅待機（出席停止）とするとともに（1）と同様の対応とする。

##### ② 学校関係者が感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機（出席停止）とするとともに、当該学校を一時的に閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 閉鎖解除後は、（1）と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

##### ③ 学校関係者の感染が判明した場合

- ・ 当該学校を閉鎖し、当該本人の学校における行動状況を踏まえて、保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じるものとする。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下「臨時休業ガイドライン」という。）に基づき、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、発生状況に応じて、臨時休業も含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

### 2 本県が感染拡大警戒地域に区分される場合

臨時休業ガイドラインに則し、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、臨時休業を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

## II 対応

### 1 高等学校

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて学校教育活動を行うこととする。この場合、生徒等の健康観察をこまめに行う。

#### (1) 学習活動・学校生活

- ・ 予定されている始業日より、学校を再開させることとする。  
この場合、生徒の安全確保のため家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認など健康観察を行うほか、別紙に掲げた基本的な感染症予防対策及び感染クラスター発生防止対策を徹底する。
- ・ また、学校における感染症対策について、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を構築し、学校保健委員会等を活用しながら実施すること。

#### (2) 部活動

- ・ 感染防止及び感染クラスター発生防止の観点から、別紙のとおり一部内容を制限して活動を行う。活動は平日のみとし、1日の活動時間は2時間以内とする。

#### (3) 学校行事（入学式、修学旅行等）

##### ① 入学式

各学校で当初予定していた日時に、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する、可能な限り座席の間隔を離す、近距離の発声や合唱を避けるなどの工夫をした上での実施とする。また、参加者については、現時点では、次のように限定する。

- (ア) 参加者は新入生及び教職員とする。
- (イ) 保護者は各家庭1名とするなど必要最小限の参加とする。
- (ウ) 在校生は必要最小限の参加とする。
- (エ) 来賓の参加は御遠慮願う。

##### ② P T A総会等学校関係者以外の者を含む学校における集会

開催の必要性を十分吟味すること。開催する場合であっても、参集範囲を可能な範囲で限定（50名未満）し、実情に応じた基本的な感染防止対策及び感染リスクが高まる3つの条件を低減させる対策を講じた上で実施すること。

##### ③ 修学旅行

当面の間、修学旅行は中止ではなく延期扱いとすること。修学旅行先についても海外はもとより国内で感染が拡大傾向にある地域を避けること。

なお、県内で郷土を知り体験する機会とすることについても検討すること。

##### ④ 校外研修

当面の間、校外研修を行わないこと。

※ ①及び②については、開催日の2週間前までに海外や3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた方の参加は御遠慮願う。

#### (4) 学校給食

- ・ 学校給食従事者について学校給食衛生管理基準を徹底する。（調理施設・設備の消毒の徹底、検温を含む健康状態・服装等の確認）
- ・ 配食当番の生徒等の健康確認を行い、食事前の手洗い等を徹底する。
- ・ 換気の徹底、座席の配置、近距離での会話及び給食時の約束等について指導する。

#### (5) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・ 教職員の出張については、真に必要なものに限定すること。併せて、公私共に不要不急の県外との往来は控えること。
- ・ 3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた教職員（新規採用教員及び非常勤職員を含む。）、海外に滞在した教職員は、基本的に帰県の日の翌日から起算して2週間を経過するまでは職務命令による在宅勤務とすること。

## (6) その他

- ・ 上記(2)部活動及び(3)③修学旅行、④校外研修については、4月中の取扱いとし、5月以降の取扱いについては、発生状況等を踏まえ別途通知する。
- ・ 学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

## 2 特別支援学校

### (1) 学習活動・学校活動

- ・ 高等学校と同様の対応とするとともに、以下の点に留意する。
- ・ 主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- ・ 校外学習については、感染防止の観点から極力控えること。
- ・ 家庭や病院への訪問教育の実施については、該当児童生徒の健康状態の把握や教員の体調管理を徹底した上で保護者や病院との情報共有のもと、授業の可否について判断すること。

### (2) 部活動

- ・ 感染防止の観点から極力控えることとし、実施する場合は「実施する上での留意点」(別紙)を十分踏まえること。

### (3) 学校行事

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (4) 学校給食

- ・ 高等学校と同様の対応とする。また、学校の状況に応じ、時間を分けて食べる、場所を分けて食べるなどの工夫をする。

### (5) 寄宿舎

- ・ 舎食は、給食の対応と同様とする。
- ・ 入浴は、時差をつける、一回あたりの入浴者数を制限するなどの工夫をする。
- ・ 余暇活動については、密集しないよう場所を分けて行うようにする。

### (6) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (7) その他

- ・ 昇降口での密集を避けるため、出入口を分ける、時差登下校とする等、工夫する。
- ・ 放課後等デイサービスによる送迎サービスの利用の場合には、感染予防対策について十分に連携すること。

## 3 小・中学校(市町村教育委員会への要請)

### (1) 学習活動・学校活動

- ・ 臨時休業中及び春休み中の課題の実施状況を確認するなど児童生徒の学習状況を把握し、補充のための授業や放課後等による補習の実施などについて配慮する。

### (2) 部活動

- ・ 高等学校の対応の範囲内とする。

### (3) 学校行事(入学式、修学旅行等)

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (4) 学校給食

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (5) 教職員の対応

- ・ 高等学校と同様の対応とする。

### (6) その他

- ・ 放課後児童クラブ等の密集性回避のため、引き続き学校施設の利活用に協力する。

## ＜実施する上での留意点＞

### 1 県立学校における対応

#### (1) 共通項目

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
- イ 発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は活動させない。  
（登校前の症状の有無の確認や体温測定等について保護者の協力を得る）
- ウ こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。
- エ 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口など）の消毒など定期的に（1日1回以上）担当者を決めて実施する。
- オ 3大都市圏（東京都・大阪府・愛知県等）に居住又は滞在していた教職員（新規採用教員及び非常勤職員を含む。）、海外に滞在した教職員は、基本的に帰県の日翌日から起算して2週間を経過するまでは職務命令による在宅勤務とすること。

#### (2) 学習活動・学習支援

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて学習活動を行うこととする。

可能な範囲で座席間を離すこととし、1m以上離す・交互に着席するなどの対応ができない場合は、咳エチケットの要領でマスク（※）を装着すること。また、近距離での会話や発声等が必要な場合においても同様の対応を行うこと。

※マスクについては、必要に応じて「各学校における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について（令和2年3月25日付文部科学省事務連絡）」を参照に布製のものを作成するよう指示する。

#### (3) 部活動

基本的な感染防止対策を徹底するとともに、感染リスクが高まる3つの条件を避けるための対策を講じて部活動を行うこととする。

##### ア 活動内容・道具等の使用

- ・ 顧問は、参加生徒に対し活動前に健康観察を徹底すること。
- ・ 小グループで活動し屋内に多くの生徒が集まらない。大声は避ける。
- ・ 柔道などの対人競技においては、近距離での対人練習を行わず、チームスポーツにおいては、人が密集する機会を少なくし、個人の技能を高める練習を工夫すること。
- ・ 文化部活動においては、大人数が集まって演奏や制作等をするものがないよう練習内容を工夫すること。吹奏楽では楽器を共有しないこと。合唱では、集団活動は行わず、個人の技能を高める練習を工夫すること。
- ・ 使い回す道具を使用した場合には、こまめに手洗いを行うこと。
- ・ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ、タオルの共用はさせない。

##### イ 環境整備

- ・ 屋内の場合は、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒ができるだけ集まらないようにする。また、こまめな換気を行い（1時間に1～2回程度）、常に窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らない。

##### ウ その他運営に関する事

- ・ 部室を使用する場合は、換気を徹底し着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用など感染防止の工夫を行うこと。
- ・ 終了後は速やかに帰宅させるなど、集団でいる時間を短くする。
- ・ 自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿は当面見合わせる事。

### 2 小・中学校における対応

学習活動・学習支援、部活動について、県立学校と同様の対応を依頼する。

なお、スポーツ少年団活動については、県立学校と同様の対応とするよう県スポーツ協会を通して依頼する。

**【問い合わせ先】**

〈高等学校に関すること〉

高校教育課 課長補佐 地主 佳子

TEL 023-630-3106

〈特別支援学校に関すること〉

特別支援教育課 課長補佐 戸屋 学

TEL 023-630-2873

〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉

スポーツ保健課 課長補佐 石田 充

TEL 023-630-2562

〈小中学校に関すること〉

義務教育課 課長補佐 佐藤 元

TEL 023-630-2866

〈教職員に関すること〉

教職員課 課長補佐 大瀧 哲

TEL 023-630-2563

**【報道監】**

教育次長 大場 秀樹